

多賀城市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年8月27日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
上下水道部
- 2 監査結果の報告日
令和2年7月28日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和2年8月4日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年7月2日
- 3 監査対象部署 企業経営課（平成31年度上水道部管理課分）
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	過払いとなっていた時間外勤務手当については、令和2年7月3日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、同日付けで本人へ返納依頼（納付書）を行い、令和2年7月7日に納付済み。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名以上の体制で行い、誤りを防止する。
2	指導	固定資産使用許可について、使用許可書に記載した金額に誤りが見られた。	誤って送付した固定資産許可書については、起案を修正し、相手方に修正した許可書を送付。 今後の対策として、担当職員だけでなく、決裁者、文書主任及び文書副主任による内容確認を行い、誤りを防止する。
3	指導	固定資産使用許可に係る使用料の歳入調定の時期に誤りが見られた。	令和2年度については、多賀城市上下水道部固定資産使用許可取扱要綱に基づいて適切な時期に許可申請書を提出してもらう。 今後の対策として、多賀城市上下水道部固定資産使用許可取扱要綱の内容に基づいて適切に処理するよう担当職員だけでなく所属職員全員に周知徹底した。
4	指導	文書事務について、公印照合欄に押印が無いが、公印が押印されたと思われるものが見られた。	公印照合はしたものの、文書主任及び文書副主任の押印が漏れていたため確認し押印した。 今後の対策として、公印照合した際には、公印照合欄に押印がされていることを確認したうえで公印を押印するよう所属職員全員に周知徹底した。